## 佐賀競馬場イルミネーション業務委託仕様書

## 1 業務名

佐賀競馬場イルミネーション業務

#### 2 目的

令和2年度から佐賀競馬場内にイルミネーションを設置しており、来場者にとって 魅力ある施設づくりを進めているところである。今年度においても、本事業にて新た にイルミネーションを設置することで、佐賀競馬場への来場者数の増を図る。

#### 3 業務期間

契約日から令和5年3月31日(金)まで

## 4 業務内容

佐賀競馬場の来場者数の増を目的として、「思わず写真を撮りたくなる」イルミネーションの設置を企画、実施する。

### (1) ターゲット

メインターゲット:家族連れの来場者 サブターゲット: SNSへの投稿が趣味の来場者

#### (2) 設置場所

別紙「装飾エリア」に記載する装飾可能エリアのうち、走路から見えない場所の一部にイルミネーションを設置すること。現在設置しているイルミネーションと連携した形式が望ましい。

#### (3)装飾方法

LED 電球をはじめとした装飾を用いて、上記設置場所に装飾を施すこと。 使用する装飾の種類については特に定めないが、音が発生しない形で運用 すること。

装飾にあたっては、「思わず写真を撮りたくなる」仕掛けを施すこと。

# (4) 保守・修理

設置したイルミネーションが業務期間中に故障した場合は速やかに修理 を実施すること。なお、設置したイルミネーションは業務終了後、当組合に 納品すること。また、業務終了後もイルミネーションの設置は継続すること とする。

## 6 留意事項

- ・業務の遂行にあたっては、事務局と随時打ち合わせをして行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、事務局と業務受託者が協議のうえ、これを定め るものとする。
- ・業務の遂行にあたり、第三者(事務局及び業務受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。また、素材全般について、肖像権や施設における許可等問題のないものを使用すること。
- ・業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文書等の著作権(著作権法第2 1条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、事務局に帰属するものとする。ただし、業務受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。業務受託者は、事務局に対して著作者人格権を行使しないものとする。